

規制の事前評価書

政策の名称	非中央清算店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け	
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号：03-3506-6000(内線3523) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成26年7月3日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的及び必要性】</p> <p>① 現状及び問題点 中央清算されない店頭デリバティブ取引については、取引当事者間の証拠金の授受が義務付けられていないことから、取引不履行時には市場参加者間の取引停止の連鎖、また、市況悪化時の追加担保徴求による景気循環増幅効果(いわゆる「プロシクリカリティ効果」)が生じ、ひいては金融システムの安定性を揺るがすおそれが生じていることが問題点とされているところ。 問題点を踏まえて、2013年9月、BCBS(バーゼル銀行監督委員会)及びIOSCO(証券監督者国際機構)において、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の枠組みが国際的に合意された。</p> <p>② 規制の目的及び必要性 上記問題に対応するため、また、金融取引の結節点として危機の伝播を遮断する役割を担っている清算機関の利用を促進するため、国際的な規制の枠組みと金融実務を踏まえた実効性ある規制を導入する必要がある。 また、上記の国際的な規制の枠組みにおいては、2015年12月から証拠金規制を導入すべきとされており、我が国も早期に対応する必要がある。</p> <p>【規制の内容】 非中央清算店頭デリバティブ取引について、①時価変動相当額を変動証拠金として受領する義務、②標準表又は社内開発した内部モデルにより計算した取引に係る最大予想損失額を当初証拠金として受領する義務を課す。</p> <p>(注)標準表に基づき計算する場合、内部モデルに基づく計算に比して保守的な計算となるため、証拠金必要額が多額となる。BCBS-IOSCO実施の定量的影響度調査(QIS)によれば、世界全体における当初証拠金所要額は、①標準表を用いた場合:6兆1,915億ユーロ、②内部モデルを用いた場合:5,132億ユーロと試算されており、標準表と内部モデルとでは当初証拠金所要額は大きく乖離している。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引業等に関する内閣府令第123条
想定される代替案	非中央清算店頭デリバティブ取引について、①時価変動相当額を変動証拠金として受領する義務、②標準表により計算した取引に係る最大予想損失額を当初証拠金として受領する義務を課す。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	店頭デリバティブ取引を行う金融機関において、取引相手方と証拠金の授受を行うための社内態勢整備費用及び証拠金必要額の調達費用が発生する。 また、内部モデルによって取引開始時及び日次で証拠金必要額を算定する場合、内部モデル開発費用が発生する。	店頭デリバティブ取引を行う金融機関において、取引相手方と証拠金の授受を行うための社内態勢整備費用及び証拠金必要額の調達費用が発生する。 なお、標準表に基づき取引開始時及び日次で証拠金必要額を算定するため、特段の内部モデル開発費用は発生しない。
(行政費用)	行政庁(国)において、店頭デリバティブ取引を行う金融機関が証拠金必要額の受領義務を果たしているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。 なお、内部モデルの整合性については、当該検査・監督の中で検証するため、内部モデルの検証費用は軽微である。	行政庁(国)において、内部モデルの検証費用は発生せず、それ以外は本案と同様の費用が発生する。
(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しない。	特段の社会的費用は発生しない。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	証拠金規制の導入を行うことにより、店頭デリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクの顕在化抑止、個別金融機関の破綻による危機の伝播の遮断、店頭デリバティブ取引参加者におけるリスク管理体制の向上等による、金融システムの安定性が確保される。 また、本規制により、証拠金所要額において清算機関取引が非清算機関取引よりも有利となることから、清算機関を利用した取引が促進されることが期待される。	本案と同様の便益が発生する。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係の分析 本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。 しかし、本案によって、金融機関への証拠金規制が導入されることになり、金融システムの安定性が確保されることや、清算機関の利用が促進されるといったという便益をもたらし、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。 よって、本案の改正は適当と考えられる。</p> <p>(2)代替案との比較 行政費用については、本案と代替案で殆ど差はないと考えられる。 遵守費用については、店頭デリバティブ取引を行う金融機関において、代替案では証拠金授受のための内部モデル開発費用は発生しないものの、標準表に基づき計算する場合、内部モデルに基づく計算に比して保守的な計算となるため証拠金必要額が多額となる。また、代替案の証拠金調達費用の増加は、本案の内部モデル開発のための費用の増加を大きく上回る。 従って、遵守費用のトータルでは本案よりも代替案のほうが大きい。 一方、便益については、代替案は本案と同様の便益が発生すると考えられる。 よって、本案と比較した場合、代替案では規制の費用が本案を上回るため、本案の改正が適当であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		